明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
（略）	（略）
第九条第二項（第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	（新設）
第九条の二第二項（第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	（新設）
第十八条第二項及び第四項の規定による記録の保存	（新設）
第十八条の二第二項及び第四項の規定による記録の保存	（新設）
第二十三条の二の十五第二項の規定による記録の保存	（新設）
第二十三条の二の十五第四項（第四十条の三において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	（新設）
第二十三条の二の十五の二第二項及び第四項（第四十条の三において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
第二十三条の三十五第二項及び第四項の規定による記録の保存	第二十三条の十一の規定による帳簿の保存 第二十三条の十七第一項の規定による財務諸表等の備付け
第二十三条の三十五の二第二項及び第四項の規定による記録の保存	（新設）
第二十九条の二第二項の規定による記録の保存	（新設）
第二十九条の三第二項の規定による記録の保存	（新設）
第三十一条の四第二項の規定による記録の保存	（新設）
第三十一条の五第二項の規定による記録の保存	（新設）
第三十六条の二第二項の規定による記録の保存	（新設）
第三十六条の二の二第二項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）